

京都市告示第321号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和元年9月11日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
雨堤 泰道	わかば整骨院	北区紫野南舟岡町15-2 CLASKA西陣1-E	令和元年8月 5日
藤本 直晃	さつき鍼灸整骨院 西京極 院	右京区西京極大門町20-6	平成31年3月 29日
川島 弓枝	古都治療院	右京区嵯峨伊勢ノ上町22 -33	令和元年7月 18日
酒田 恵実	古都治療院	右京区嵯峨伊勢ノ上町22 -33	令和元年7月 18日
島田 龍	さつき鍼灸整骨院	西京区桂朝日町137 ソレ イユ桂1F-2	平成31年3月 1日
川口 和也	さつき鍼灸整骨院	西京区桂朝日町137 ソレ イユ桂1F-2	平成31年3月 1日
福田 大樹	ウェルネス鍼灸整骨院 伏 見	伏見区西大黒町1038番地 2 ヴィラケント1階テナン ト1号室	令和元年8月 6日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)